

短期入所療養介護利用料金表

(令和3年8月1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

(左側料金：基本型・右側料金：在宅強化型)

(日 額)

3階・4階フロアをご利用の方	要介護度	介護保険給付 1割負担の料金です		介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)					合 計	
		自己負担金		滞在費	食 費	日用品費	教養娯楽費	基本型	強化型	
		基本型	強化型							
多床室	要介護1	887円	938円	740円	1,730円	190円	232円	3,779円	3,830円	
	要介護2	939円	1,020円					3,831円	4,002円	
	要介護3	1,007円	1,087円					3,899円	3,979円	
	要介護4	1,063円	1,149円					3,955円	4,041円	
	要介護5	1,211円	1,211円					4,103円	4,103円	
	特別室 又は 個室	要介護1	807円	852円	1,850円	朝食380円 昼食710円 (間食含) 夕食640円	190円	232円	4,809円	4,854円
		要介護2	857円	930円					4,859円	4,932円
		要介護3	923円	997円					4,925円	4,999円
		要介護4	980円	1,060円					4,982円	5,062円
		要介護5	1,036円	1,120円					5,038円	5,122円
第3段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		370円	1,000円~1,300円					
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		1,310円	(負担上限)					
第2段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		370円	600円					
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		490円	(負担上限)					
第1段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる		0円	300円					
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		490円	(負担上限)					

2階フロアをご利用の方は、上記金額に 1日82円(認知症ケア加算)を加えた金額が目安となります。

※新型コロナウイルス感染症の防止対策として基本料金の1000分の1が上乘せされます(令和3年9月30日まで)

加算料金等	内容	金額			
送迎加算	送迎を行った場合、片道 198円 が加算されます。				
総合医学管理加算	厚生労働大臣の定めた基準に従い計画的な利用ではない者に治療管理を目的とした利用の場合、1日 295円 が7日間を限度に加算されます。(緊急時治療管理を算定する場合を除く)				
緊急時治療管理	緊急時治療が必要な場合、1日 556円 を1月に1回、連続する3日を限度としてご請求させていただきます。				
療養食加算	利用者の病状等に応じて医師により疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食等を提供した場合、1日につき3回を限度として 9円 を請求させていただきます。				
夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員の数が厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合は、1日 26円 が加算されます。				
個別リハビリテーション実施加算	リハビリ専門職員が、個別リハビリテーションを行った場合、1日につき 258円 が加算されます。				
認知症緊急対応加算 ※緊急短期入所受入加算との同時加算はございません	認知症の行動や心理症状が医師により認められ、在宅での生活が困難であり緊急利用した場合に、7日間を限度として、1日 215円 が加算されます。				
緊急短期入所受入加算 ※認知症緊急対応加算との同時加算はございません	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合、7日間を限度として、1日 97円 が加算されます。				
※1割負担の料金です	別				
重度療養管理加算	別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続し療養上必要な処置を行った場合、1日 129円 が加算されます。(要介護4又は5の者に限る)				
認知症ケア加算	日常生活に支障をきたす恐れのある症状や行動があり、認知症専門科にて介護が必要とされる場合、1日 82円 が加算されます。				
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合、1日 37円 又は 1日 50円 を加算します。(当施設における在宅復帰率等が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合のみ)				
サービス提供体制強化加算	介護福祉士の占める割合、又は常勤職員の占める割合、或いは一定の勤続年数を有する職員の占める割合等、厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、1日 24円 又は、1日 20円 或いは、1日 7円 が加算されます。				
認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、日常生活に支障をきたす恐れのある症状や行動があるため、介護を必要とする利用者に対して認知症ケアを提供した場合、1日 4円 又は 5円 を加算します。				
介護職員処遇改善加算 (令和6年3月31日まで)	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、短期入所療養介護サービスの単位数の1000分の39に相当する単位数又は1000分の29に相当する単位数 又は (ア) 1000分の16に相当する単位数 を所定単位数に加算します。				
介護職員特定処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、短期入所療養介護サービスの単位数の1000分の21に相当する単位数又は1000分の17に相当する単位数 を所定単位数に加算します。				
その他の費用	室料	特別室 4,400円(税込)	理美容	カット	2,600円
		個室 3,300円(税込)		パーマ	3,700円
	差額	2階個室 室料差額なし		顔剃り	700円
	額	4人部屋 室料差額なし		毛染め	3,700円
○各種診断書：3,300円 ○左記以外の診断書：1,100円 ○行事費：実費 ○以上料金を示したものを以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します					

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合に、緊急で利用した場合に7日間を限度に請求 ただし、ご家族等の疾病等やむを得ない理由の場合は14日間を限度に請求	3時間以上4時間未満	日額	697円
	4時間以上6時間未満	日額	974円
	6時間以上8時間未満	日額	1,361円